

北方領土問題を考える

村井 隆之*

A Study on the Northern Territories Problems

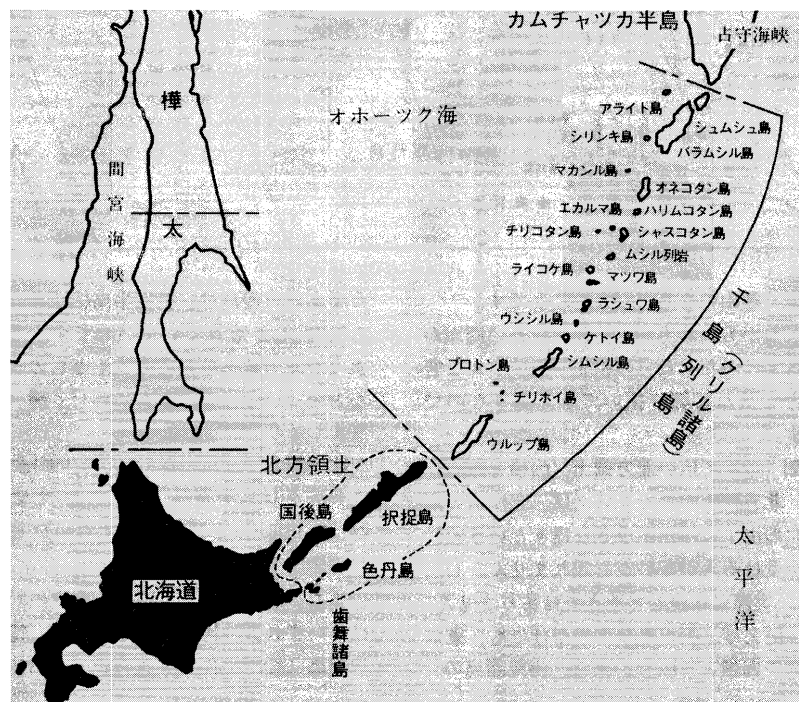
Takayuki Murai

千島列島と北方四島がソ連軍に不法に占領され、日本人島民一万七千余人の身に危険が迫った。根室町長安藤石典は連合国軍最高司令官に「陳情書」を出しソ連軍に代わってアメリカ軍の島への進駐を要請するが、陳情は功を奏さなかった。だが、彼が「陳情書」で展開した理論は、後に「四島一括返還論」という形を整え、鳩山内閣が妥協的に選択した二島返還論と交差しながら返還運動をリードしていく。ソ連邦崩壊後、社会主義経済から市場経済への移行につまずいた一時期、ロシア人の日本を見る目が少し変わり、四島返還が実現するかに思える瞬間があったが、日本はこの絶好の好機を逸した。プーチン大統領も最初の頃は四島返還論に一定程度理解を示したが、現在はこの問題にすっかり冷淡になっている。原油急騰で経済に余裕が出たことが彼をそうさせている。拙稿では戦後 60 年間の領土問題をめぐる動きを多角的に分析し、併せて将来を展望する。

Key words: 北方四島 北方領土返還運動 四島一括返還論 二島返還論 ビザなし交流

1. マッカーサー元帥宛、根室町長安藤石典「陳情書」

1945 年（昭和 20 年）8 月 15 日、日本はポツダム宣言を受諾、太平洋戦争は終わった。しかし、その三日後の 8 月 18 日、ソ連軍が日本領千島列島への武力侵攻を開始した。天皇の詔勅をうけて自ら武装解除しようとしていた日本軍守備兵は、やむなく果敢に応戦したが、優秀な装備をもつソ連極東軍精鋭の急襲を食い止めることができなかった。ソ連軍は千島列島の島伝いに南下し、8 月 28 日には択捉（えとろふ）島を、9 月 1 日には国後（くなしり）及び色丹（しこたん）島を、そして 9 月 3 日には歯舞（はばまい）諸島を占領し、自国の領土とした。



▲北方領土位置図(注1)

* 四條啜学園短期大学 ライフデザイン総合学科

当時、これらの島々（以下「北方四島」と呼ぶ）には、日本人島民 17,385 人が住んでいたが、住民の多くがソ連軍の掠奪・暴行等の被害を被った。国後島の前泊村長・澤田喜一郎はソ連兵の掠奪に抵抗し射殺された。島民の中には夜陰に紛れて島から脱出する者がいたが、海上で遭難したりソ連兵に発見されて射殺されたりする者が少なくなかったという。

北方四島に近い根室町長・安藤石典はこの悲報に接し意を決して連合国軍最高司令官D・マッカーサー元帥に「陳情書」を提出した。一般に「陳情書第1号」と呼ばれるものがそれである。この文書は、筆者の不勉強のせいで長らくその全貌に接することができなかったが、1994年（平成6年）調査のため根室市を訪れた際に同市の総務部国際交流課長（当時）の加藤瞳氏のご厚意で、この「陳情書」が収録された『北海道附属嶋嶼復帰懇請陳情記録』1冊を入手できた。ガリ版刷り130頁のこの冊子は、第1頁に「昭和二十年十二月一日 北海道附属嶋嶼復帰懇請陳情書 北海道根室町北海道附属嶋嶼復帰懇請委員会」と記されている。おそらくこの日付の年月日の時点で第一刷が印刷され、その後増刷されるたびに新たに「陳情書」が付け加えられたのであろう。最終130頁に収録された鳩山総理大臣宛の「陳情電報」は「昭和三十年一月三十一日」の日付となっている。

差出人「日本国北海道根室郡根室町長安藤石典」、宛先「マッカーサー元帥閣下」のこのいわゆる「陳情書第一号」は次のような言葉で始まっている。

「閣下に対し余は現在ソ連の占領に係わるゴヨマイ諸島並に南千島諸島の実情に付陳情することを衷心より光榮に存じます。（注2）」

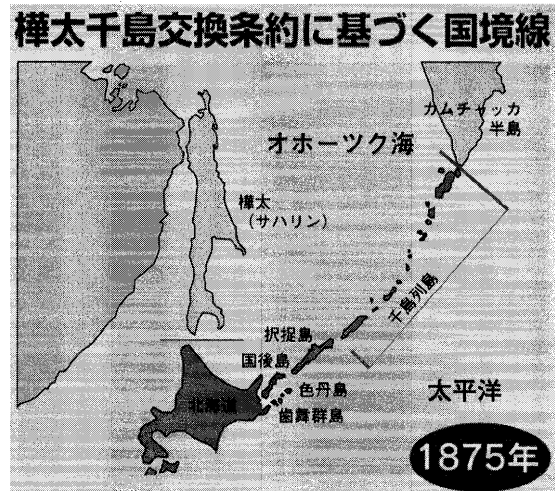
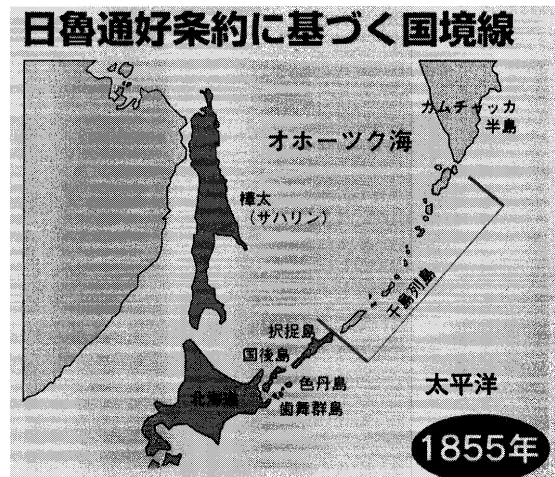
ゴヨマイ諸島とは、歯舞諸島のことである。また、南千島列島とは、ウルップ島以南に位置する択捉（えとろふ）・国後（くなしり）・色丹（しこたん）の島々を指す。これらのいわゆる北方四島がソ連に占領されたので、島々の実情を付記した陳情書を閣下に差し出しますというのが、書き出し部分の大意である。別添付属文書には、「歯舞村ゴヨマイ諸島戸数人口調」、「千島諸島戸数人口調」の二つの表と「ソ連軍に銃撃を受け死亡したるもの（注3）」として先に挙げた前泊村長・澤田喜一郎ら三名の氏名と銃殺の経緯が書き加えられている。

安藤石典のこの「陳情書」の第一項は、次に見るとおりである。

「一、現在ソ連軍の占領して居りますゴヨマイ

諸島は北海道根室の一部でありまして歯舞村の区域であり千島諸島内色丹、国後、擇捉の三島は日本の封建時代より日本国土でありまして住民は親子相伝へて三代乃至五代も相続して居り千八百七十三年（明治七年）日本がソ聯と千島樺太交換條約を締結の際擇捉海峡以北の諸島を我領有となし樺太をソ聯の領有に帰せしめたるを以て旧來の擇捉、国後を南千島と称し新に交換したる得撫島よりオンネコタン島迄を中千島と称し幌筵島、アライト島、占守島を北千島と称するに至りました。

（注4）」



▲出典（注5）

この箇所は、極めて重要な内容を含んでいる。すなわち、

- ①ゴヨマイ諸島（歯舞群島）は千島列島に属する島ではなく北海道根室の一部であること、
- ②千島列島内の色丹島、国後島及び択捉島は、日本人が先祖代々居住してきた日本の固有の領土であること、
- ③千島樺太交換条約（1875年、明治8年）によって択捉海峡以北の島々が日本領となり、その代わ

り樺太はソ連領となったこと（前頁の図参照され
たし）、

④その結果、択捉島と国後島は南千島、得撫島（ウ
ルップ）よりオンネコタン島までの島々は中千島、
幌筵島（パラムシル）、アライト島、占守島（シ
ュムシュ）は北千島と称することになったこと。

安藤石典が「陳情書」の冒頭で展開したこの論
理は、その後60年を経た今日なお、日本の世論と
日本政府の共通の認識となって綿々として受け継
がれている。ここに安藤石典の「陳情書」の歴史
的意味がある。

なお、余談ながら、第一項の南千島の範囲に関
する記述の部分「日本かソ連と千島樺太交換條約
を締結の際擇捉海峡以北の諸島を我領有となし樺
太をソ連の領有に帰せしめたるを以て旧来の擇
捉、国後を南千島と称し．．．」とあり、色丹島
の名前が列記されていない。これは、単なる記入
漏れではない。一つは事実認識の正確を期すため
であり、今一つは地方行政の組長としての複雑な
思いがあってのことだと推察できる。先ず事実認
識についてであるが、④の「その結果」というの
は、「千島樺太条約締結の結果」という意味であ
る。この交換條約の結果、千島列島全島が日本領
となり、それを南千島・中千島・北千島に分類す
るとするなら、南千島に入るのは択捉島及び国後
島の二島である。地理的な位置からいえば当然色
丹島も南千島にはいるが、色丹島は交換條約の結
果南千島に編入されたのではない。色丹島が南千
島に編入されたのは別の理由からなのだ、という
極めて精緻な論理がある。別の理由というのは、
第一項の後半部分の記述で明らかにされる。余談
が長くなるが、つぎに、今一つの、地方行政の組
長としての複雑な思いについてであるが、根室町
長としての安藤石典には、色丹島が根室町の管轄
から外されて南千島の行政区域に編入されたこと
がよほど本意だったのではなかろうか。頭脳明
晰な安藤石典の文章としては難解すぎる次の文章
からもそのことが察せられる。

「陳情書」第一項は、さらにつづく。

「而して現在南千島の一に加えられて居ります
色丹島はゴヨマイ諸島でありましたか千島、樺太
交換條約の際被交換嶋嶼に居住して居りました土
民は国籍選擇の自由の原則に従ひ日本国民たるこ
とを希望したる為め凡そ二十戸を色丹島に移住せ
しめました其の為色丹島は根室国の一部たるゴヨ
マイ諸島でありますのを千八百七十三年（明治七
年）以後殊更南千島に着け加へ現在に及んで居り
ます。^{（注6）}」

この箇所では、齒舞群島の一部であった色丹
島が南千島の一部に加えられた経緯が述べられて
いる。色丹島は元はゴヨマイ諸島（齒舞群島）の
一部であり、この諸島は根室郡根室町の行政区域
の一部であった。しかし千島樺太交換條約の結果
アイヌ人がこれらの地域から色丹島へ移住させら
れたため、この島が南千島の行政区域へ編入され
て根室郡は色丹島に対する行政権を失った。その
ことが根室町長としては、おそらく本意なこと
だったのであろう。これは行政権の移動という、
いわば内輪の事情である。連合軍最高司令官D・
マッカーサー元帥閣下に向かっていわねばならな
いようなこととも思われぬが、ここでは安藤石
典の緻密な論理と事実認識の正確さの追求ゆえの
ことだということにしておこう。

なお、この箇所の「土民」という表現は、現在
のわれわれの認識とは相容れないものであること
を付記しておく。

「陳情書」第二項は、次のようになっている。

「二、九月 日（注・日付の箇所空白）ソ連軍
は南千島及びゴヨマイ諸島に対し武力占領を行ひ
ました而して住民の家宅搜索を行ひ金品を掠奪さ
れ又銃殺された者等もありますので不安に駆られ
小舟艇にて根室町に逃避するものか続出し現在非
常な数に上り別表の通りであります。エトロフ島
は根室町と距離遠く小舟艇にては航海不能の為め
逃避し得ず消息全く不明であります余等はエトロ
フ島民の安否を非常に気遣って居ります。^{（注7）}」

日付の箇所が空白になっているのは、正確を期
すためだと思われる。「陳情書」はソ連軍侵攻後
わずか二か月後に書かれたものである関係で、村
長レベルでは侵攻の正確な日付が分からなかった
のであろう。拙稿の最初に記したとおり、ソ連軍
の侵攻が始まったのは、8月18日のことであり、
四島は8月28日から9月1日までの間に占領され
た。ソ連軍の掠奪と島民殺害については、前述の
とおりである。

「陳情書」第三項は、次のようになっている。

「三、吾か根室港は南千島及ゴヨマイ諸島を水
産圏内として水産業の中心地であります従て産
業、経済、人情、風俗等全く同一であります親
子関係にあります。而して其の距離に致しましても
別図の如く極めて近距離にして地理的にも歴史
的にも北海道に附属する小諸島であります。^{（注8）}」

この箇所では、①根室と南千島及びゴヨマイ諸
島（齒舞諸島）が水産業の中心であること、②根
室とこれらの島々が産業・経済・人情・風俗など、い

ずれにおいても極めて近いこと、③したがって根室、南千島（択捉、国後、色丹）、歯舞諸島は全部で一つの分ちがたく結びついた地域であること、この3点が強調されている。

「陳情書」第四項は、次のようになっている。

「四、然るにソ聯は以上の小諸島に対し保障占領にあらずして軍事占領を為し住民の自由を拘束して根室港との往来交通を禁し剩へ掠奪暴行の挙に出て住民の不安極度に達しエトロフ島の如きは全然消息不明の現状であります。以上の小諸島は北海道でありますから速やかに米軍の保障占領下に置かれ住民の不安焦燥を除去し賜らんことを切に懇願して歇まざる次第であります。(注9)」

この箇所注目されるのは、「保障占領」と「軍事占領」である。この使い分けは、安藤石典の確かな政治感覚と鋭い現状認識を表している。この時期は、連合国軍の日本進駐が始まったばかりの頃である。米軍の「保障占領」がどの程度安全なものであるかは未だ明らかではなかったはずだが、<同じ「占領」なら、米軍に「占領」されたい。ソ連軍に「占領」されるのは嫌だ。自由は拘束される。掠奪暴行は横行する。マッカーサー元帥閣下、閣下のお力で南千島の島民をお救いください。>という叫びにもいた安藤石典の心情が鮮明にあらわされている。まさに「陳情書」のハイライトともいべき箇所である。

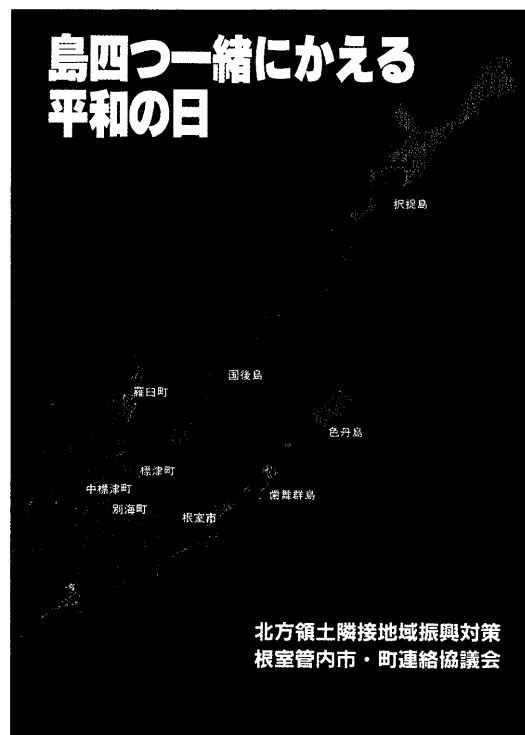
「陳情書」の最終第五項は、次の文章で結ばれている。ここでも「保障占領」ということばが繰り返し用いられている。

「南千島及びゴヨマイ諸島はカニ、鮭等の生産多く戦争前は之等に依り缶詰を製造し盛に貴国に輸出して居りました日本がポツダム宣言を忠実に履行する上からも以上の諸島を米軍の保証占領下に置かれ余等をして安んじて是等の生業に就かしめ賜わんことを重ねて嘆願する次第であります。以上概要を申し上げ閣下の御明鑑に〇へ(注・ガリ版印刷のため判読不明)一日も早く米軍の保障占領下に置かれんことを偏に懇願する次第であります。閣下の御健康と貴軍の御安泰を御祈り致します。(注10)」

安藤石典の「陳情」は、残念ながら、D・マッカーサーの受け入れるところとはならなかった。ソ連軍は北方四島に居座り続け、1949年までに日本人島民は順次島を追われて北海道に強制移住させられた。かくして、1万7,385人の島民は故郷を失い、ディアスポラ(離散民)となった。

安藤石典は大無駄骨を折ったのだろうか。そうではない。安藤石典は、「陳情書」の中で、北方

四島が我が国固有の領土であり、産業・経済・人情・風俗など、いずれにおいても極めて近い分ちがたい一体のものであることを正しく理論づけた。安藤石典が「陳情書」の中で誰よりも早く展開した北方四島に関するこの見解は、そっくりそのまま、その後の北方四島返還運動における日本側の主張の原型となった。たとえば、NPO「北方領土隣接地域振興対策根室管内・町連絡協議会」が作成したパンフレット「島四つ一緒にかえる平和の日」には、北方領土返還要求の正当性が次のように説明されている。(下はその表紙)



「北方領土は、北海道根室市・納沙布岬沖につらなる歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の四つの島のことをいいます。これらの島々は、私たちの父祖が開拓してきた日本固有の領土です。四島に関しては、既に19世紀の初め当時の幕府がこれらの島に常設の番所を置き、実際にこれを統治しました。ロシアの実効支配が四島に及んだことは一度もありませんでした。この北方四島の一括返還を実現して平和条約を結び、日ソ両国の間に真の安定した友好関係を築きたい。それが、私たちの基本的な考えなのです。(注11)」

ここでは、北方四島が①父祖伝来のわが国固有の領土であり、②四島一括返還の必要性が説かれている。これは、安藤石典が「陳情書」で展開した主張のほとんど口移しのようなものである。

NPO「北方領土隣接地域振興対策根室管内・

町連絡協議会」は、安藤石典が誰よりも早く掲げた主張を、ロシア人が読んですぐ分かるように、ロシア語のパンフレットにまとめて発行している。



(上はその表紙)

安藤石典の主張は、民間のNPOだけでなく、日本政府の北方領土問題に関する公式見解の中にも取り込まれている。たとえば、内閣府ホームページには、北方領土問題について次のように記されている。

「北海道の北東洋上に連なる歯舞（はぼまい）群島、色丹（しこたん）島、国後（くなしり）島及び択捉（えとろふ）島の北方領土は、日本人によって開拓され、日本人が住みつづけた島々です。これら北方四島には、1945年（昭和20年）8月の第二次世界大戦終了直後、ソ連軍（現ロシア軍）により不法に占拠され、日本人の住めない島々になってしまいました。非常に悲しいことです。北方四島は、歴史的にみても、一度も外国の領土になったことがない我が国固有の領土であり、また、国際的諸取決めからみても、我が国に帰属すべき領土であることは疑う余地もありません。（中略）内閣府は、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島早期返還の実現を目指して、外交交渉を支える国民世論の結集と高揚のための広報・啓発の充実、又は政府と民間が一体となった返還要求運動の全国的な発展・強化を図るとともに、北方四島との交流の推進など、北方領土問題解決の

ための諸施策を推進していきます。（注12）」

2. 千載一遇の好機を逸した日本

1991年12月、74年間続いたソビエト連邦が崩壊し、日本の交渉相手国はロシア連邦に変わった。この時期は、北方領土問題に終止符を打つべき絶好の好機であった。しかし、千載一遇ともいべきこの好機は、あっという間に過ぎ去った。

当時、ロシア連邦は未曾有の経済困難に喘いでいた。年率1000%を越すインフレが長く続いた。ルーブルとアメリカドルとの交換レートは1ドル=2000ルーブル、円との交換レートは1ルーブル=0.05円（5銭）。勤労者の平均賃金が30万ルーブル、ソーセージ1キロの値段が2万2千ルーブル、靴一足が26万ルーブルという有様（いずれも1994年4月当時）であった。これでは庶民の生活は成り立たない。＜ゴルバチョフもエリツィンも処刑せよ！＞という声が巷にあふれた。ロシアの政治家たちは国民の怨嗟の的となっていた。

こうした状況のもとで領土問題に対するロシア側の態度に大きな変化が見られた。ロシアの世論は領土返還容認に大きく傾いたかに見えた。1991年4月、訪日したゴルバチョフ大統領は、日ソ間に領土問題が存在することを公式に認めた。歴史上初めて日本を訪れたソ連の国家元首のこの発言は、日本人を驚かせた。ソ連政府は「日ソ間に領土問題は存在しない」と頑なに言い張り、長年領土問題の存在すら否定してきたからである。

ロシア世論の急激な変化の極めつけは、ロシアのジャーナリスト、オレグ・ボンダレンコの著書『北方四島返還のすすめ』に象徴的に反映している。この本はボンダレンコが1989~1991年に執筆したものを、木村汎監修、上月豊汎・赤地活喜の共訳で1994年にNHK出版が刊行したものである。本の題名が示すとおり、ここには北方四島を日本に返還すべきであるとの主張が縷々述べられている。その大意はおおよそ次の通りである。

長年、日ソ間でおこなわれてきた北方領土論争については、日本側の主張の方が正しい。具体的にいうなら、1855年の日露通好条約が締結される以前の時期において、択捉・国後・歯舞・色丹のいわゆる北方四島は事実上日本の領土であった。その事実が日露通好条約において承認された。1875年の樺太千島交換条約はロシア側に有利な内容のものであり、この条約が日本側の圧力によって締結されたというのは筋違いである。1945年の北方四島の軍事占領はスターリンの指示によっておこなわれた。これは、国際法上正当でない。

1945年のヤルタ協定には「千島列島はソビエト連邦に引渡さるべし」と記されているが、これはルーズベルト米国大統領が巧みに仕組んだワナだった。すなわちルーズベルトは日ソ離間の種を蒔いたのだ。スターリンは見事にその術中におちた。現在、北方四島に住むロシア人の経済的・精神的荒廃は、目を覆いたいほどである。住民の生活は悲惨そのものだ。経済的困窮に加えて環境の汚染、インフラの未整備、島には100メートルの舗装道路さえない。現実を直視しなければならない。ロシアの将来の経済的発展は、日本を抜きにしてはありえない。ロシアは、太平洋地域の善良な国家として生きていかなければならないが、北方四島について従来のような頑なな態度をとり続けるなら、日本の国民からはいうにおよばず、アジア太平洋の国々からも冷たく扱われるであろう。

ロシアのジャーナリスト、オレグ・ボンダレンコの著書『北方四島返還のすすめ』は、新生ロシアが経済的困難に苦しむ時代の産物であった。この時代、多くのロシア人の熱い視線が日本に注がれた。

1993年10月、新生ロシア連邦の国家元首エリツィン大統領が来日し、細川首相と領土問題を話し合った。「東京宣言」はその成果であるが、この第2項には、領土問題を歴史的・法的事実に立脚し、法と正義の原則を基礎として解決する、との明確な指針が示されている。また、この「宣言」には、四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結し、両国関係を正常化することの必要性が高らかに謳われている。

エリツィン大統領の在任中、日本の首相は細川から橋本、小渕、森と目まぐるしく交代していくが、「東京宣言」の精神は両国首脳の間で確認され続けた。日本の歴代首相の中でエリツィン大統領との関係がとりわけ良好であったのは、橋本首相であった。両首脳は互いに「ボリス」「リュウ」と呼び合い、1997年11月にクラスノヤルスクで、1998年4月には静岡県川奈で、2年続けて首脳会談をおこない、20世紀中に領土問題を解決する方策について話し合った。この「ボリス」「リュウ」の2年間は、領土問題がもっとも解決に近づいた時代だといわれている。

エリツィン大統領の後を襲ったプーチン大統領も、「東京宣言」の有効性を認めている。2000年9月、日本を公式訪問したプーチン大統領は、エリツィン・橋本両首脳の合意（今世紀中に領土問題解決）を実現するための努力が必要との見解を明らかにし、四島の帰属の問題を解決して平和条

約を締結するための交渉を継続する必要性を確認した。

1991年のソ連邦崩壊からプーチン大統領が政権を掌握する今世紀初頭までの約10年間、日ロ間の領土問題をめぐる交渉は大筋では解決の方向を常に志向していた。その背景には、社会主義経済から市場経済への移行に躓いたロシアが、日本の経済協力を渴望するというロシア側の国内事情があった。先に引用したロシアのジャーナリスト、オレグ・ボンダレンコの著書『北方四島返還のすすめ』にも、そのことが端的に表れていた。日本の経済協力がロシアには喉から手が出るほど欲しかったのである。

しかし、ロシア経済はこの10年間徐々にではあるが好転し続け、原油価格が急騰したこの数年、原油高を背景として目を見張るような急成長を遂げた。

ロシアの経済状態の改善と歩調を合わせるかのようにして、領土問題に対するロシア側の態度は冷却した。プーチン大統領は「東京宣言」の精神を認めながらも、四島全部の日本への引き渡しを不可とする立場をとるようになった。すなわち、択捉島及び国後島はダメだが、色丹島及び歯舞群島の2島引き渡しなら交渉の余地があるというふうに変化した。ロシアは、最早かつての経済危機に瀕したロシアではない。北方四島と引き替えに、日本から経済協力を引き出す必要性などなくなってしまったのだ。

プーチン大統領が2島引き渡し論を持ち出した今一つの大きな理由は、1956年の日ソ共同宣言の存在である。今年の日ソ共同宣言締結から50周年を迎える年であるが、当時は米ソが激しく対立する東西冷戦の最中だった。サンフランシスコ平和条約の締結によって日本と締結国との戦争状態は終了したが、この条約に反対したソ連とは依然として国際法上戦争状態が続いていた。日ソ共同宣言は、平和条約の締結に先行してひとまず戦争状態の幕引き、国交の回復、友好善隣関係の樹立を目的として結ばれたものである。その第9項には北方領土問題に関連して次のように記されている。

「日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国の正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社

会主義共和国連邦との間に平和条約が締結された後に現実引き渡されるものとする。^(注13)

この日ソ共同宣言は、「宣言」という名称であるが、日本の国会とソ連の最高会議でそれぞれ批准された法的拘束力を有する「条約」であり、戦後の両国関係を律するもっとも重要な基本文書である。プーチン大統領が日本と領土問題を交渉する際、この「宣言」に言及し、そこに軸足を置いても何の不思議もない。むしろ当然すぎる話である。領土問題をめぐる日ソ間の交渉の歴史的経緯からすれば、プーチン大統領のスタンスはむしろ日本に好意的でありすぎるとも言える。なぜなら1960年、日本がアメリカと日米安保条約を改定したことにソ連が激しく反発し、共同宣言の約定を一方的に廃棄して領土問題の存在すら否定するようになったからである。ソ連のこの頑なな態度は、1973年に当時の田中首相と大平外務大臣が二人して訪ソし、ブレジネフ書記長と直談判するまでの十有余年間続いた。

領土問題に対するソ連側の態度が劇的に変化したのは、ソ連邦が崩壊しロシア連邦が誕生した時期であったが、日本はこの好機を活かすことができなかった。その原因の一つは、「四島一括返還論」と「二島返還論」の交差であろう。日本の世論は、1956年の日ソ共同宣言でとり決めた「二島返還」を一旦は可とした。しかし、その後「四島一括返還」に大きく傾いた。

2006年10月に『読売新聞』がおこなった世論調査^(注14)によれば、「4島(歯舞・色丹・国後・択捉)を一括返還させる」が40%、「4島が日本の領土であることが確認されれば、すぐに一括返還されなくてもよい」が27%、「歯舞・色丹の2島返還を先に決めて、残り2島の返還交渉を続ける」が19%、「歯舞・色丹の2島返還だけで決着させる」は3%であった。

この世論調査がはっきり物語っているように、日本の世論は「四島一括返還論」に大きく傾いている。「二島返還論」はわずかに3%、圧倒的に少数派である。日本外交が、もし仮にプーチン大統領の口車に乗って「二島返還」でロシア側と妥協するようなことがあれば、その外交団は石の礫もて迎えられ、内閣総辞職、国会解散、総選挙、そして政権交代ということになること必定である。国会議員鈴木宗男の悲劇も、彼が二島返還論者だったからであろう。〈北方領土問題は恐い〉というのが多くの国会議員の共通認識になっている。やんぬるかなである。

ロシア側も事情は似たり寄ったりである。経済

的困難に苦しんだ一時期、日本の経済支援を見込んだ四島一括返還論が政府のトップの間でさえ優勢であるかに見えた。しかし、原油高で経済状態が回復するにつれて、日本を必要とする度合いが薄れた。今では、四島返還にはとても応じられないというのが、偽らざるロシア側のホンネである。もし仮にロシアのトップが、四島返還を受け入れたとしよう。そのばあいは、司馬遼太郎がその著書『ロシアについて』でいみじくも喝破したように、「四島を返すことによって、日本全体を得るのだ。^(注15)」ということでもない限り、到底ロシアの世論は納得しないだろう。しかし、今や市場主義経済への移行に成功し、国際社会でかつての栄光を取り戻したロシアの振る舞いは、世界中が注目している。日本とも程々に良好な関係を保つ必要があるのだ。そうした外向きの事情を勘案したとき、おそらくプーチン大統領の、〈日ロ関係の歴史的経緯に鑑み、2島引渡しなら交渉に応じても良い〉という「2島引渡し論」が出てくるのであろう。

プーチン大統領は日ソ共同宣言を格好の口実にして日本の四島一括返還要求を巧みにかわしている。〈四島返還とおっしゃるが、二島でよいといったのはそちらさまではありませんか。いまさら何をおっしゃるのです。〉というのがプーチン大統領のスタンスである。2006年10月22日付けの『読売新聞』によれば、プーチン大統領は「日本が共同宣言の合意を離れ、4島返還後に平和条約を結ぶ立場に変わった^(注16)」と言って日本側を非難したという。

1956年、日ソ共同宣言締結の涉に当たった日本側のトップは、総理大臣鳩山一郎であった。今年10月19日、締結から50周年を記念してモスクワで記念事業「日ロフォーラム」が開かれ、鳩山由紀夫・民主党幹事長が基調報告を行った。鳩山由紀夫は鳩山一郎の孫である。10月20日付けの『朝日新聞』によれば、基調報告で鳩山由紀夫は祖父が共同宣言を結んだことの功罪に触れて次のように述べたという。

「祖父一郎が病軀をおして共同宣言を結んだにもかかわらず、日本とロシアがお互いの力のごく一部しか発揮できない政治的な関係にとどまっていることを天の上からいたく嘆いているに違いない。(中略)その原因の一つに宣言自身があることを一郎も後悔しているのではないか。^(注17)」

鳩山由紀夫氏のこの発言は、日ソ共同宣言で取りきめた二島返還が世論の反発を買い領土交渉に支障が生じたことを念頭に置いたものである。

1956年当時は、二島返還論と四島一括返還論が激しく交差した。領土復帰を歓迎する声も高かったが、その一方で、<復帰の絶好の好機ではある。しかし択捉と国後はどうなるのか。二島返還で妥協してはいかん。>という声もつよかった。安藤石典は、ソ連が齒舞・色丹の二島返還に応じる用意ありとの報道に接するや即座に北海道附属嶋嶼復帰懇請委員会を開催し、委員会名で嶋山総理大臣宛に次のような電報を打っている。

「新聞はソ聯が」色丹」齒舞」諸島返還の用意ありと政府に申し込まれたと報道して来ました」是れは当然のことであります」併し政府は此の際北海道の附属嶋嶼であります吾等祖先が三百年の永きに亘り営々辛苦して開拓した」国後」択捉」両島も併せて返還を要求され一切の妥協を排し国際正義に訴え断乎として此の目的を貫徹されんことを熱願して已みません^(注18)」

当時は、二島返還か四島一括返還かで国論が大きく揺れた。しかし、日ソ両政府の間で四島一括返還について意見の一致が得られる見通しが立たなかったため、二島返還をのんでひとまずソ連と国交を回復する道を選んだ。孫の由紀夫氏は祖父のこの選択のことを言っているのである。もしかしたら祖父はこの選択を後悔しているのではないか、というのが孫の判断である。

いずれにせよ、その後日本が安保改定をおこなったことにソ連の指導部は激怒し、二島返還どころか領土問題そのものの存在まで否定するようになり、この状態が永く続いた。そして、その後、ソ連邦崩壊と新生ロシア連邦誕生の時代に、四島一括返還が実現すかに見えた瞬間もあったが、日本はこの好機を生かし切ることができず、北方領土問題は再び冷たい冬の時代に入ってしまった。

3. ビザなし交流

原油高とロシア経済の好況が続くなかで日ロの領土交渉は暗礁に乗り上げた状態が続いているが、わずかながら明るい展望が見られるとすれば、それは1992年に始まりそれ以後14年間絶えることなく続いてきたビザなし交流である。

ビザなし交流とは、「領土問題が未解決となっている北方四島に居住するロシア人住民と日本国民が、査証なし(ビザなし)で行っている交流^(注19)」のことである。「北方四島に居住するロシア人住民と日本国民の相互訪問により相互理解の増進を図り、領土問題を含む日ロ間の平和条約締結の解決に寄与する^(注20)」ことが、ビザなし交流の目的だとされている。

ビザなし交流の発案者は、ゴルバチョフ大統領であった。ソ連邦崩壊の8か月前、1991年4月、日本を公式訪問したゴルバチョフ大統領によって提案され、両国外務省の事務レベルで細部の詰めがおこなわれ、1992年より実施に移された。これまでの14年間でビザなし交流に参加した人数は、両国合わせて約1万2000人に達している。

ビザなし交流に参加できる日本人は、①北方領土に居住していた者、その子及び孫並びにそれらの者の配偶者、②北方領土返還運動関係者、③報道関係者、この訪問の目的に資する活動を行う専門家、④国会議員である。これは、1991年及び1998年の閣議了解事項である。外務省公式ホームページによれば、「1992年以来、現在までに日本側訪問団計6,571名(150回)、四島側訪問団計5,358名(106回)、合計11,929名(256回)が相互に交流している。^(注21)」

なお、国会議員の参加については、次のようである。「1995年4月に、1回の訪問につき2名まで国会議員が参加することにつきロシア側の同意が得られ、以来、現在までに、延べ65名の国会議員が参加した。^(注22)」

ビザなし交流に参加したこの65名の国会議員の中には、尾身幸次、羽田 孜、小池百合子、鈴木宗男、前原誠司などの有名議員も含まれている。

2005年(平成17年)に参加した小池百合子議員は、「北方領土訪問を終えて」と題した文章の中で、ビザなし交流の意義について次のように述べている。少し長い引用になるが、ビザなし交流の風景と雰囲気がよくわかる文章なので全文引用する。なお、小池百合子議員は当時沖繩及び北方対策担当大臣であった。

「私は7月7日から11日までの5日間、北方四島交流事業(いわゆるビザなし交流)に参加し、わが国固有の領土である北方領土のうちの国後島(くなしりとう)と択捉島(えとろふとう)を訪問してきました。

ビザなし交流に私自身が参加し、現地に行ってみたことは、平成4年から行われているこのビザなし交流がお互いに先入観を持たずに率直に意見交換ができるようになるなど大きな成果を上げているということでした。

国後島の港では、民族衣装を身に着けたロシア人女性がパンと塩で歓迎してくれました。ロシアでは「パンと塩で迎える」のは客人を最大級に歓迎することを意味しています。

択捉島では、紗那(しゃな)にある戦前に日本人が建てた「択捉島水産会事務所」と青塗りの「紗

那郵便局」を間近に見てきました。訪問団員の一人で当時この郵便局に貯金係として勤務していた元島民の女性が60年ぶりに自分の座っていたいすに座り、感無量といった姿を見て大変感激すると同時に、60年間の時の流れの速さを感じました。

ロシア人住民との対話集会では率直に意見を出し合い、ホームビジットでは、北方領土返還後には島を離れなくてはいけなくなるなどロシア人住民の持っている不安や経済や医療の援助など日本に対する期待を直接聞くことができました。

また、その他多くの行事にも参加し、それらを通してロシア人住民の考え方・生活を肌身と感じてきました。

日露両国民がビザなし交流で見せた笑顔を、いつでも見られるようにするためにも、北方領土問題の解決がいかに重要かを痛感いたしました。

プーチン・ロシア大統領が11月に来日することになりましたが、北方領土問題について「新しい歴史の1ページ」が開かれるよう、私も小泉政権の一人として啓発活動を通じてその解決に尽くしてまいります。^(注23)

小池議員のこの文章から、ビザなし交流がどのようなものかが手に取るように分かる。小池議員は、①国後・択捉の両島を訪問、②交流が平成4年以來10年以上続いているので、日本人とロシア人が先入観なしに率直に意見交換できるまでに成熟したものになっていること、③国後島では大歓迎をうけたこと、④択捉島では、昔の郵便局の建物が残っており、今は択捉島の水産会社の事務所になっているが、かつてその郵便局に勤務した日本人の元島民が、60年ぶりに自分の座っていたイスに座り感無量であったこと、⑤ロシア人との対話集会で率直に意見交換できたこと、⑥ホームビジット先では、もし島が日本に返還されたら島を出て行かねばならないと心配しているロシア人がいることを知ったこと、⑦日本の経済や医療の援助を求めていることなどなど、ロシア人住民の考え方や生活を肌身感じて知ったことが明解な言葉で語られている。

このような交流が14年間(1992~2006年)も続いていることは、日ロの歴史にかつてなかったことであり、まさにサプライズである。利害が対立したものの同士の交流が、このような良好な雰囲気の中でおこなわれるということは、ほとんど信じられないほどである。

たとえば、竹島(独島)の帰属問題をめぐる日韓両国の対立のとげとげしさを想起してみよう。

韓国の人たちは、島根県が「竹島の日」を制定したことを知るや激怒した。抗議デモを催し日本の国旗や日本人の人形に火を付けて燃やした。こうした人たちが竹島(独島)の帰属問題を日本人と笑顔で話し合うだろうか。到底そうは思えない。

ビザなし交流の対話集会のメインテーマは、言うまでもなく、四島の帰属をめぐる問題である。利害が対立する領土問題なのである。それにもかかわらず、国後島でも択捉島でも、ロシア人島民と日本人訪問者の間の領土問題に関する対話集会では、先入観ぬきの率直な意見交換ができたこと小池議員は述べている。先入観ぬきの率直な意見交換会とは、いったいどのようなものなのだろうか。

ビザなし交流での対話集会の様子は、長い間その全貌が一般には知らされてこなかった。参加者の断片的な話や文章をつなぎ合わせて推察するしかなかった。ところが、幸いなことに、北方四島交流北海道推進委員会のホームページに、ビザなし交流の詳細な記録が掲載されているのが見つかった。2002年(平成14年)、2003年(平成15年)及び2004年(平成16年)、三か年分の記録である。A4(40字×42行)の用紙にプリントアウトして、485ページ、字数で82万字にもなる膨大な記録集である。

小池百合子議員は、島での対話集会が先入観ぬきの率直なものだったと述べているが、記録集に収録された対話集会の「要旨」(といっても集会の参加者の発言を克明に録音テープから起こしたもの)を読むと、なるほど率直な対話であると納得できる。ただし、その「率直さ」とは、親しい友人同士の和気藹々とした「おれ」「おまえ」、「あんた」「あたし」の率直さとは無縁の、自説を曲げない、相手と厳しく対峙する「率直さ」である。

たとえば、2002年(平成14年)5月26日に古釜布(ふるかまづぶ)音楽学校でおこなわれた「第1回国後島訪問、歴史学習会・意見交換要旨」^(注24)を見てみよう。「要旨」は、そのまま引用するには長文すぎるので、重要な箇所を抜き出して箇条書きにした。

なお、学習会は、日ロ双方が一人ずつ講師をたてて講義をおこなう形で進められている。先ず日本側の講師が意見を述べ、それを受けてロシア側の講師が意見を述べ、それを受けてさらに日ロ双方が反論も含めて意見を述べる。メインテーマが領土問題という利害の鋭く対立するものである関係上、意見陳述は自国の学校で北方領土問題がどのように教えられているかを説明するという形で

進められている。察するに、そうした方が議論がとげとげしくならないようにとの配慮があつてのことではないだろうか。

(日本側の講義要旨)

1) それでは、早速ですが、日本の学校現場でどのように北方領土問題を扱っているかを説明させていただきます。

2) 中学校の教科書に書かれていることを6点にまとめてお話しすると次のようになります。

1点目は、国後・択捉・歯舞・色丹の4島が日本固有の領土であること。

2点目は、その領土が不当に占拠されていること。

3点目は、強く返還を求めているということ。

4点目は、歴史的な経過と国際法から正当な返還要求をしているということ。

5点目は、非常に生活に関係した問題であること。

6点目は、お互いに友好関係を発展させているということ。

3) 北方領土の話をするときには、まず江戸時代の話から始めなければなりません。アイヌ人と日本人との交易はこの時代に始まりました。ロシア人たちは千島列島に渡ってきました。そして、お互いに調査、開発をしていく中で、話し合いによって国境を決めようということになりました。

4) 1855年に日露通好条約(下田条約)が締結され、日本とロシアの間に初めて国境線が引かれました。その国境線は択捉島とウルップ島の間がありました。

5) 現在のサハリン、当時樺太と呼ばれていたところは、当時は混住の地でした。

6) 千島樺太交換条約によって、千島列島は日本の領土、樺太はロシアの領土となりました。

7) その後、日露戦争が起こり、その結果樺太の南半分が日本の領土となりました。

8) その後、第二次世界大戦が起こり、戦争に負けた日本はサンフランシスコ平和条約によって樺太の南半分と千島列島を放棄しました。

9) この時の千島列島というのは、樺太千島交換条約のときに条約に明記されたウルップ島からシムシユ島までの18の島々を指します。

10) 国後島、択捉島、色丹島、歯舞諸島は、1855年に日露間で最初に国境が定められて以後、第二次世界大戦の時ソ連軍が侵攻するまで、一度も他国の領土になったことはありません。これらの四島は、日本固有の領土であります。

11) 以上が、歴史の事実として授業で扱っていることがらです。

12) 北方領土学習に関しては、3つのポイント

を重視しています。1点目は正しい事実認識が大切であるということ、2点目は友好を深めていく中で進めていくことが大切であるということ、そして3点目は学んだことを知識として蓄えるだけではなくて、学んだことによってどんどん行動していくことが大切だということです。

13) 今後、お互いの力で領土学習が高まっていくことを期待して、私の話を終わります。長い時間ありがとうございました。

以上が日本側主張である。これは、日本政府や四島返還運動をおこなっている各種NPOの主張と軌を一にするものであり、「四島一括返還論」の立場に立った主張である。また、この主張の中で日本側は第8項、第9項及び第10項に関しては、樺太、択捉・国後・歯舞・色丹及び千島列島を描いたシートを用い、説明には特に力を入れている。どのようなシートなのか別添資料として示されていないので分からないが、サンフランシスコ平和条約で日本が放棄した「千島列島」の範囲を明示した絵柄のシートだと推測できる。日本側の発言は、学校で北方領土問題がどのように教えられているという観点から行われているので、もしかす



れば上に掲げたような小・中学校などの教科書でよく見られる絵柄(注25)のシートだったかもしれない。いずれにしても、日本側が強調しておきたかったのは、①サンフランシスコ平和条約で日本が放棄した「千島列島」の中に北方四島は含まれない、②日露の国境は1855年の日露通好条約で確定した択捉島・ウルップ島の間線であること、③ロシアは日本固有の領土であるこれらの四島を不当に占拠していること、④ロシアはこれら四島を速やかに日本に返還すべきだ、という四点である。日本側講師は、この手厳しい内容を、あまりぎすぎすした悪印象を与えないように配慮しながら

ら上手に伝えている、というのが拙稿の筆者の感想である。

日本側のこの発言を受けて、北方四島側（ロシア側）講師の主張が展開される。

（ロシア側の講義の要旨）

1) ロシアは、日本より早くクリル諸島の探検を行い、この地域をロシア領土として地図に記載しました。例えば、1727年、ロシアの探検家シェスタコフが作製した地図がフランスで出版されました。1745年のロシア帝国科学アカデミー作成の地図もそうです。

2) 1747年、ロシアの探検家シュパンベルグがこの地域を調査し、択捉・色丹・国後を含めこの地域に住むアイヌ人はどの国にも所属していないことを明らかにしました。

3) 日本は、徳川幕府の鎖国令によって、南クリル諸島に進出することができない状況にありました。

4) 18世紀80年代、クリル諸島におけるロシアの活動は、当時の国際法に照らして、この地域がロシアの領土として認められるにたるほど活発なものでした。

5) その結果、クリル諸島南部の地域が、ロシア領土に所属するものとして認められるようになったのです。

6) 1779年、1786年及び1799年に発布された統制令によって、南クリル地域に住むアイヌ人にロシア国籍が与えられ、島々もまたロシアの領土となりました。

7) 南クリル地区がロシアの領土であることは、当時ロシアが作製した地図にはっきり示されています。例えば、1796年及び1812年に作成された地図、とりわけ1812年に作成された地図がそうです。この地図は、ロシアの最新地図として世界に広く公表されました。

8) 日本がクリル諸島の体系的な研究を始めたのは、18世紀末になってからのことです。例えば、1785年、日本政府は初めて、北海道クリル諸島とサハリンに調査隊を派遣しました。翌1786年、最上徳内の調査隊がサハリン島の調査を行いました。

9) 18世紀、松前藩は南クリル地区のアイヌ人と交流を持っていましたが、この交流は領土問題とは関係なく、単なる商業上の交流にすぎなかったのです。

10) 日本が南クリル地区に対する領土的活動を開始したのは、クリル諸島を植民地化するための拠点を函館に置いた1802年以後のことです。

①日本は、南クリル地区の植民地化の過程で、ロシアがこれらの地区にロシアの標識として設置していた十字架を撤去し、また択捉島及び国後島からロシア人商人を追放しました。

②また、これらの地区に居住するアイヌ人たちに対してロシア人との商売や交流を禁じました。

1 1) 以上のような理由で、南クリル地区が歴史的にみて日本に帰属するという日本の主張は、歴史的な事実に沿わないものです。

1 2) 18~19世紀、ロシア政府は資金が不足していたため、ロシアの膨大な領土を充分に保持管理することができず、日本が19世紀の半ばに南クリル地区を徐々に日本の領土としていくことを阻止することができませんでした。

1 3) 1855年8月25日に調印された通称下田条約（露日通好条約）によって、ロシアと日本の国境はクリル諸島択捉島とウルップ島の間に確定しました。

1 4) 1875年、ペテルブルグにおいてサハリンの分割に関する交渉が行われ、日本はサハリン島の南部における権利を放棄し、その代わりにクリル諸島全部を所有することになりました。

1 5) 1904年から1905年にかけて日本とロシアの間に戦争があり、その結果ポーツマス条約が結ばれました。

1 6) しかし、このポーツマス条約は1918年から25年にかけて日本によってしばしば侵害されました。当時ロシアは日本と戦争状態になかったにもかかわらず、日本軍はソ連の極東部に進攻し、サハリン、沿海州、アムール地方、バイカル地方にまで進出しました。

1 7) 1925年1月20日、日本とロシアの間に相互関係における相互法則の条約（日ソ基本条約）が結ばれましたが、日本はこの条約の条項に違反し、ソビエトに対して敵対的な政策をとるようになり、ソビエトへの軍事的な侵攻を準備しました。

1 8) 1930年代に日本は日ソ基本条約に違反し、ソビエトに対する軍事的侵攻を行い、特にハサン湖、ハルハ河、ノモハンにおいて、ソビエト及びモンゴルの領土を侵害しました。

1 9) 1940年11月、露日両国の間で中立に関する条約の交渉が行われ、翌41年4月にソ日中立条約が締結されました。しかし、日本側は第二次世界大戦中に再三にわたってこの中立条約を犯しました。ソビエトと中国の国境地帯において日本は百万以上の精鋭から成る関東軍を配備しました。1942年から43年にかけて、日本の空軍は434隊がソ連の領空を侵犯し、779隊が陸上の国境を、197

隊が海上の国境を侵犯しました。また、48回にわたってソ連の軍隊と交戦し、150回にわたってソビエトの船舶を拘束あるいは撃沈しました。

20) 1945年2月に結ばれたヤルタ協定において、ソ連、アメリカ、英国の指導者は日本との戦争が終結ししだい、サハリン南部及びクリル諸島をソビエトの帰属にするということで同意しました。また、それと併せてヤルタ協定には、ドイツが降伏しヨーロッパが戦争状態から解放された2カ月または3カ月後に、ソビエトが米英に対する約束を遂行するため、日本に宣戦布告することが確認されました。

21) ここで注目しなければならないのは、日本側は終戦の日を8月14日としています。これは天皇が敗戦を宣言をした日であり、この時点で関東軍はまだ戦争を続けており、いくつかの地域においてゲリラ活動さえ行っていました。このため関東軍が崩壊しサハリン及びクリル諸島における軍事作戦が終結した9月2日になって、戦勝国は日本の無条件降伏文書に調印したわけです。

22) 1951年9月8日、アメリカの主導でサンフランシスコ条約が締結されました。日本はこの条約で、クリル諸島における権利、権限及び要求を放棄し、またサハリン及びその周辺の島々における権利、権限及び要求を放棄しました。かくして日本は、サハリン及びクリル諸島におけるすべての権利を失ったのです。

23) したがって、日本とロシアにおける領土の変更は、20世紀の重要な国際条約であるサンフランシスコ条約に違反することになります。サンフランシスコ条約は、極東における領土的ステータスを確定したものであるとして世界的に認められています。

24) 1956年モスクワで交渉が行われ、10月13日から19日にかけてソ日共同宣言が出されました。その結果、ソビエトは平和条約を締結して日本側に歯舞諸島および色丹島を引き渡すということになりました。

25) しかし、1960年8月19日、日米安保条約が締結されました。その結果、日ソ共同宣言で定められた両島の日本側への引き渡しの条項は、実際的には履行されずに終わりました。なぜなら、日米安保条約はソビエトに向けられたものであり、歯舞及び色丹島の日本側への譲渡はアメリカ軍の駐留を拡大することを助長するものだからです。

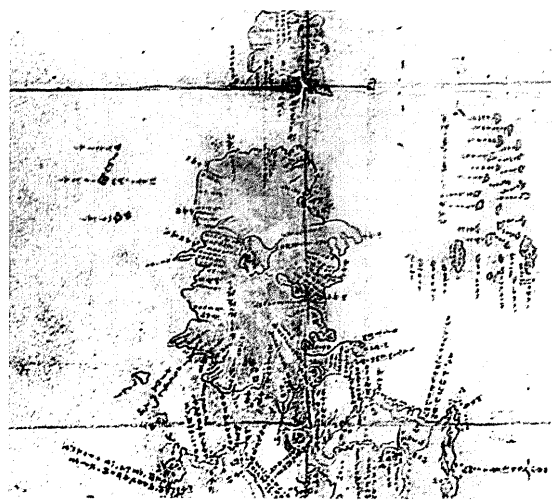
26) ここで注目したいのは、ソ連は1956年の共同宣言に違反していないということです。ソビエ

ト政府は、歯舞及び色丹島の日本への移譲を約束しましたが、それはソビエト政府の善意を示すものであり、両国間の新しい関係を築くためにソビエト側が行った善意の結果なのであります。

27) ロシアは日本との間に平和条約を結ぶことを希望しています。問題は、日本側にあるのです。領土的要求を満たした形での条約締結に固執する日本側の態度は、間違っています。このようなアプローチは現実的ではありません。過去に犯した過ちを繰り返すことなく、両国間に正しい展望を開くためには、領土要求にこだわることのない平和条約の締結が望まれます。

以上がロシア側の主張である。この主張は内容的には三部構成になっている。第1部は18~19世紀の日ロ関係を論じた第1項から第14項まで、第2部は1905年の日露戦争から1951年のサンフランシスコ平和条約までを論じた第15項~第23項、第3部は1956年の日ソ共同宣言以後の第24項~第27項、この三つの部分で構成されている。ロシア側の主張を受けて、今度は日本側が反論する番であるが、日本側の反論を見る前にロシア側の主張を少し整理しておく。

まず第1部の18~19世紀の日ロ関係を論じた部分であるが、ロシア側はクリル諸島がロシアの領土である根拠としてシェスタコフ作成の1727年製の地図とロシア科学アカデミー作成の1745年製の地図を列挙している。つまり、ロシアの方が日本より早くクリル諸島の探検をおこないこの地域を地図に書き込んだので、クリル諸島はロシア領なのだという論法である。ロシア側はうかつであった。それ以上に古い地図が日本にあるのかどうかを予め調べておくべきであった。日本には、ロシア側が列挙した地図よりもさらに古い地



▲徳川幕府撰正保御国絵図 (1644年) (注26)

図があったのだ。上に掲げる地図は、徳川幕府が1644年（正保元年）に諸藩の領地の地図を集めて編纂した「徳川幕府撰正保御国絵図」に収められている一枚である。この地図には「くなしり」、「えとろふ」など39の島々が書き込まれている。「徳川幕府撰正保御国絵図」は、ロシアの探検家シェスタコフが作成した地図よりも83年も古いのである。もしロシア側がそのことを予め調べて知っておれば、当然ロシア側の論法は変わっていたであろう。

次に、1905年の日露戦争から1951年のサンフランシスコ平和条約までを論じた第2部（第15項～第23項）であるが、ロシア側は、1917年のロシア革命とソ連邦誕生の時代に、日本がポーツマス条約と日ソ基本条約に違反してソビエトに向けて敵対的な軍事行動を繰り返したと非難している。日本のシベリア出兵を念頭に置いた非難である。しかし、第二次世界大戦末期の1945年、まだ有効であった日ソ中立条約に違反して、ソ連が一方的にこの条約を破棄して日本に宣戦布告したことについては口をつぐんで何も語らない。ソ連の対日参戦は、ヤルタ協定においてソ連が英米に約束した正当な行為であり、サハリン及びクリル諸島の自国領への編入もヤルタ協定で英米の同意を得た正当な行為なのだと主張している。日本としては到底賛同できない論理である。国際法上いかなる国も他国の領土を、その国の同意なしに処分できないのである。日本はヤルタ協定の当事国ではない。ヤルタ協定は日本の知らないうちに米・英・ソ三国で秘密裏に作成した、いわば秘密協定である。当事国でない日本がこの協定に拘束される理由は全くない。その他この第2部におけるロシア側の主張には日本側が承伏できない事項がいくつも見られる。とりわけサンフランシスコ平和条約で日本が放棄したクリル諸島の範囲についての見解の相違がそれである。果たして日本側はこれに対してどのように反論するのだろうか。

次に、最後の第3部（1956年の日ソ共同宣言以後の第24項～第27項）であるが、ここでもっとも目立つことは、ソ連邦崩壊以後の日ロ関係について全く論じていないことである。ゴルバチョフ及びエリツィン両大統領の登場によって日ロ関係と北方領土問題は大きく変化するが、これについての言及が一切見られない。ロシア側の主張は、1956年のソ日共同声明と平和条約締結までの日本のアプローチの仕方が間違っているという主張に終始している。

さて、日本側の反論はどのようであろうか。今

度は、前回の報告者と交代して、北方対策担当大臣が熱弁をふるう。なお、原典にはこの大臣が誰なのか大臣の名前が明示されていないが、それは北方対策担当大臣・尾身幸次氏である。そのことは、国会答弁などの資料から容易に察知できる。

（日本側発言の要旨：北方対策担当大臣）

1) 日本側やロシア側の方々から領土問題について率直な意見や発表があり、こういう機会ができたことは大変意義あることだと考えております。私は、北方領土問題を日本の政府の閣僚として担当している関係で、私の考え方を一言申し上げさせて頂きたいと思っております。

2) 1700年代及び1800年代の半ばまでに、この日露間の北方四島に対する領土の問題は、それぞれの国が地図にいろんなことをかいたりして、はっきりした状態にはありませんでした。

3) 日本側の歴史的文章にも、これらの島は日本のものであるというような文章があるというふうに聞いています。ただ、国際的に日本とロシアが日ロの国境線を決めたのは、1855年の通好条約でございます。日本側とロシア帝国は、1855年に平和的かつ友好的に話合って、当時自然に成立していた択捉島とウルップ島間の国境を両国で確認しあったわけでございます。それ以来この北方四島が外国の領土になったことはありません。

4) 1875年に、樺太千島交換条約が結ばれ、樺太と千島の交換がなされました。しかしその時の千島、ロシア語で言うとクリル諸島ということになりますが、千島列島すなわち何々島何々島何々島と島名が書いてありまして、この書いてある千島列島すなわち何々島という島名の中には、この択捉、国後、歯舞、色丹の4島は入っていません。つまり、その条約において樺太と交換した千島列島は、四島を除く千島列島でありました。

5) そして、この四島は日本の領土でありましたが、1945年8月15日に日本が無条件降伏した後、つまりポツダム宣言を受諾した後に、8月28日に旧ソ連軍が四島に入って参りまして9月5日までの間に、この四島全てを占領したわけでありまして、

6) その後、ソ連は占領中の領域を一方的に自国土に編入し、1949年までに当時この四島に居住していました日本人島民約1万7千人を強制退去させたわけでございます。ちなみに、ソ連軍が入ってきた1945年にこの四つの島には日本人以外にロシア人は誰もおりませんでした。

7) それ以来北方領土の返還は、日本国民の悲願となっております。この問題を解決するために

これまで、日露、日ソの間であらゆるレベルで外交交渉が行われてきています。

8) サンフランシスコ条約の締結国の一つでありますアメリカは署名国でありますが、いわゆる北方四島はこの千島列島、ロシア語で言うクリルのなかには入っていないと、日本固有の領土であるとアメリカは明言しております。サンフランシスコ条約の対象にはなっていないということでもあります。

9) 1993年にエリツィン大統領が訪日をいたしまして、東京宣言が日ロ間で署名されました。そのポイントは、領土問題は北方四島、すなわち択捉、国後、歯舞、色丹の四島の帰属の問題であると、位置づけしました。それから両国は、この四島の帰属の問題を解決しまして平和条約を締結し両国関係を完全に正常化するというのを合意したわけでございます。

10) その後、何回か日ロの首脳会談が行われていますが、この東京宣言の内容は、その都度両国の首脳間で確認されています。つまり、領土問題は四島の問題だ、そしてこの帰属の問題を解決し平和条約を締結し友好関係を完全に正常化するという東京宣言の合意については、その後何回も何回も両国の間で確認している次第であります。

11) 我々としてはこの領土問題を一日も早く解決して、日本とロシアの友好関係を新たなレベルまで引き上げて、日本とロシア両方の国、四島に住む皆さんにとってこの問題を解決することが大変大事であると考えております。

12) 私共としては四島交流の事業を通じ、四島に在住するロシア人の方々と、日本人との間の信頼関係を育て、そして友情関係を育てることによって、この問題解決のための環境の整備が行われると考えている次第でございます。

ありがとうございました。

以上が、北方対策担当大臣尾身幸次の反論である。口喧嘩と議論との違いをわきまえた見事な反論である。さすがは大臣、といえど大臣に対して失礼になるかもしれないが、もし大臣が「日本にはロシアのものよりもっと古い地図があるのだ」と言って、これ見よがしに「徳川幕府撰正保御国絵図」（1644年）に言及などしていたら、ロシア側の講師は自分の勉強不足が聴衆の面前で暴かれることになり面目丸つぶれである。大臣はこの点心得たものである。「日本側の歴史的文章にも、これらの島は日本のものであるというような文章があるというふうに聞いています。」とだけさら

りと述べて、日露通好条約に話柄を進めている。領土の帰属の問題は一枚や二枚の古地図によって決まるものでない、国と国との公的な約束、つまり拘束力のある条約によって決まるのだという考えがあつてのことだろう。

なお、先のロシア側講師は、いわゆるシベリア出兵当時の日本軍の不法行為について批判的発言を縷々おこなっているが、尾身大臣はこのことには一切反論も弁明もしていない。

大臣の発言の論旨は、おおよそ次の8点に要約できるであろう。

①1855年の日露通好条約によって択捉島とウルップ島の間線が日ロの国境となったこと（第3項）、

②樺太千島交換条約には交換の対象となった千島列島の18島が列記されているが、そのなかに択捉・国後・歯舞・色丹の四島は含まれていない、なぜならこれらの四島は日本の固有の領土だからであるということ（第4項）、

③ソ連はこの四島を不法に占領し、そこに住む約1万7千人の日本人島民を島から強制退去させ自国領土としたこと（第5・第6項）、

④北方四島返還の悲願達成のため日本は日ロ、日ソのあらゆるレベルで外交交渉をおこなってきたこと（第7項）、

⑤サンフランシスコ条約で日本が放棄した「千島列島」の中に北方四島が含まれないことは、この条約の署名国である米国が明言していること（第8項）、

⑥1993年、エリツィン大統領訪日の際に調印された東京宣言の重要なポイントは、北方領土問題の存在をロシア側が公式に認め、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結することを宣言した点にあること（第9項）、

⑦領土問題の一日も早い解決が、日ロ友好関係の増進、日ロ両国民並びに四島に住む方々にとって大変大事であること（第10項）、

⑧四島交流の事業を通じて四島在住のロシア人の方々と信頼関係・友情関係を育てることが、領土問題解決の環境整備に繋がること（第11項）

尾身大臣のこうした発言内容は、日本政府が長年言ってきた公式見解の寸分違わぬ反復である。ただ政府発表の公式文書と異なるのは、誰が聞いても分かりやすいように、簡明に話したことである。聞き手は、練達の外交官たちではなく、四島に住むロシアのごく普通の島民だからである。

大臣のこの発言を受けて、前回と同じロシア側講師が次のように応じている。

(ロシア側発言)

- 1) ロシアではひばりが飛んで来て春がくるとい
う言い方があります。皆さんがひばりです。皆
さんがこちら側に来たことは、つまり暖くなる季
節が来たということです。
- 2) 先ほどの私の話につけ加えたいのですが、1960
年の日米条約に関してです。この、日米安保条約
に基づきまして、アメリカは日本のあらゆる領土
で陸軍空軍等の活動できる権利を持っています。
演習もできるということになっています。
- 3) もしこの島が日本のものになると、国後の飛
行場や択捉の飛行場に戦術的なアメリカの戦闘機
が配備されないとはいえないし、この島の港にア
メリカの軍艦が入ってこないとは決して言えない
と思います。
- 4) 択捉島の空港はブレブスニク(天寧)という
のですが、この空港から1941年にパールハーバー
に向かって日本の戦闘機が飛び立ったのです。と
いうことで、島を返還するということは、ロシア
にとっては非常に壊滅的なことだと考えます。
- 5) 最近日本では、大規模な、あるいは小規模な
軍事訓練が行われています。これらの訓練には沖
縄駐留のアメリカ海兵隊が参加しています。日本
の軍隊は、北の方にその勢力が集中していると言
えると思います。千歳には日本の大規模な空軍が
駐留しています。
- 6) しかしながら、一方、クリル諸島では非軍事
化プロセスが進んでいます。それにもかかわらず、
日本ではまったくその方向に合わせた歩みが見ら
れません。ですから、私はこの南クリルが返還さ
れた場合は、いま沖縄に集中されているアメリカ
軍の兵力がこちらに分散されるというふうに考え
ています。
- 7) 日本とロシアがまずすべきことは、軍事面
において相互信頼を得ると言うことが重要だと思
います。将来的に日本とロシアというのは戦略的パ
ートナーであるべきだと考えています。
- 8) 私たちには共通の敵が存在しています。それ
は国際的テロリズムです。
- 9) ヨーロッパでは国境が消えつつあります。し
かも共通通貨ユーロが発行されております。私た
ちもこのヨーロッパの例にならって国境を解放し
たほうがいいんじゃないかと思えます。
- 10) 政治家が戦争を宣言したとすれば、実際
に死んでいくのは兵士たちです。それも、一方の国
の兵士ではなく双方の国の兵士が亡くなるわけ
です。私たちの血は、皆同じように赤いです。平和
裡に進むことを祈ります。

ありがとうございました。

以上が、ロシア側の補足発言である。第1項だ
けを見ると、「ロシアではひばりが飛んで来て春
がくるといいう言い方があります。皆さんがひばり
です。」などと嬉しがらせを言って、尾身大臣の
お説はごもっともですと言わんばかりであるが、
その後がいけない。やはり日ロ関係の春、未だ遠
しである。第2項～第7項でロシア側が縷々述
べているのは、要するに四島の返還に反対だとい
うことである。返還すれば四島が米軍基地と化し、
ロシアは壊滅的なダメージを蒙るので、返還は不
可だということである。

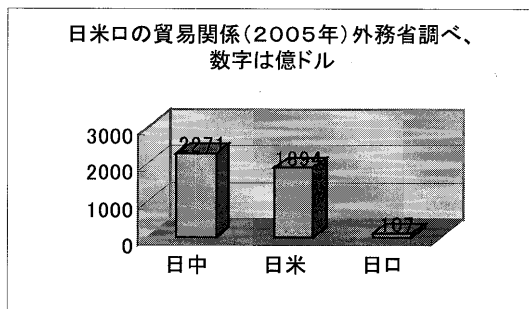
ビザなし交流での歴史学習会・意見交換会の風
景は、いずれもこれと似たり寄ったりである。双
方の主張がうまくかみあう場面もないではない
が、原則論のぶつけ合いで議論が空回りする場面
が圧倒的に多い。何年このような学習会を繰り返
していても、意見の一致は望むべくもないとい
うのが率直な感想である。

しかし、翻って考えてみるに、敵味方ほどに利
害が対立するもの同士が14年間もの長きにわた
って、こうした学習会と意見交換会を続けてきた
のは何ということだろう。互いに敬意を払い、和
やかな雰囲気、にこやかに、である。このこと
を思えば、第8項、第9項及び第10項は、もしか
したら外交辞令ではなくロシア側のホンネなの
ではないかという気がしないでもない。東西対立の
冷戦構造の消滅と共に、日ロの敵対関係も消滅し
た。日ロは戦略的パートナーであるべきだ。今や
日ロの共通の敵は国際的テロリズムである。ヨー
ロッパでは国境が消滅しつつあり、共通の通貨ユ
ーロさえ発行されている。日ロも、ヨーロッパを
見習って、国境を解放したほうがいいのではない
か。戦争になると死ぬのは兵士である。兵士の血
は、敵も味方も同じく赤い。平和裡に事が進むこ
とを祈る。これが果たしてロシア側のホンネなの
であろうか。願わくばそうであって欲しい。

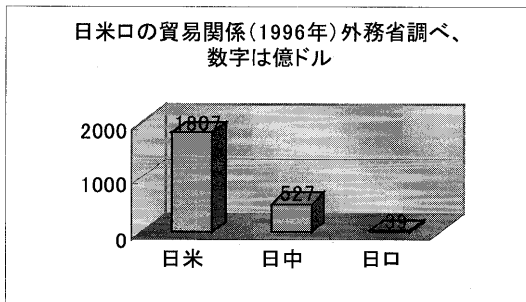
いずれにもせよ、ビザなし交流は日ロ双方の不
信感の軽減に役立っていると言うことができる。
いつの場合でも人間同士が胸襟を開いて話し合
うことは、なにがしかの利益をもたらすものである
が、ビザなし交流という枠組みの中で日ロ双方が
率直に話し合ったことにより、相互の理解が進展
した。日ロ間に領土問題が存在することさえも認
めたがらなかつたロシア人が、領土問題に関する
日本側の主張に真摯に耳を傾けること自体、大きな
前進である。四島の返還には反対だが、「ヨーロ

ツパを見習って、国境を解放したほうがいいのか」とさえ言う。「国境の解放」が何を意味するかは不明だが、それが何であっても良い。14年間続いた率直な対話によってロシア人たちの北方領土問題に関する認識が疑いもなく深まっている。この問題に関する日ロの政治レベルの対話がデッドロックに乗り上げている現在、別レベルの対話の存在は日ロ関係の明日を占う明るいひかりだといえる。

4. パラダイム・シフトの必要性



日ロ関係は、領土問題が足かせとなって、日米関係や日中関係に比べて著しく立ち後れている。経済分野の立ち後れが特に顕著である。たとえば、貿易総額に関して言えば、日中貿易総額が2271億ドル、日米貿易総額が1894億ドルであるのに対して、日ロ貿易総額はわずか107億ドルにすぎない。日中貿易総額の21分の1、日米貿易総額の18分の1である。

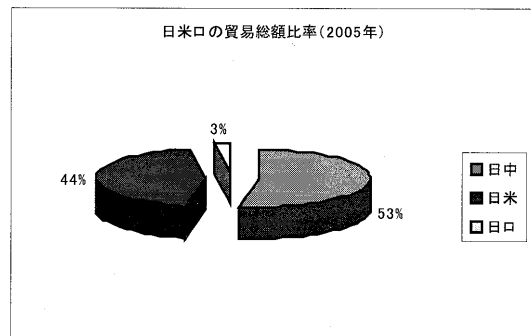


世界経済はダイナミックに変動している。10年前の日米ロの経済関係は、上に見るとおり、日米貿易総額がトップで1807億ドル、日中貿易総額が527億ドル、日ロ貿易総額が39億ドルであった。10年前と比べてもっとも伸びが大きかったのは日中貿易で、貿易総額が4.3倍も増大して日米貿易を抜いてトップとなった。これに対して、日ロ貿易総額は、2.7倍の伸びにとどまっている。

日中間には、尖閣諸島の帰属をめぐる問題がある。日韓間にも、竹島(独島)の帰属をめぐる問題がある。しかし、そのことが日中関係、日韓関係

の発展を著しく阻害する要因とはならなかった。領土問題を抱えながらも、両国との二国間関係は順調に発展してきたとすることができる。それに引き替え、日ロ関係はどうであろう。戦後60年が経過した現在、日ロ間には未だに平和条約が締結されていない。1956年の日ソ共同宣言が平和条約の代役を務めている状態である。日ソ共同宣言の第1項「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の戦闘状態は、この宣言が効力を生ずる日に終了し、両国の間に友好善隣関係が回復される。」とあるのがそれである。第9項には、平和条約の締結に関する交渉を継続することに両国が同意したという意味の文言があるが、両国は実に60年間もその交渉を継続しているのである。何ということであろうか。

日ロの貿易総額は、日中の21分の1、日米の18分の1である。日中、日米、日ロの全貿易総額に占める日ロ貿易総額の割合は、下のグラフに見るとおり、わずか3%にしかすぎない。あってもなくてもいいような数字である。今仮に日ロ貿易が完全にストップしたとしても、日本経済に与えるマイナスは極めて軽微である。ロシア側から見ても同じことが言える。日ロ貿易が完全にストップしたとしても、ロシア経済はびくともしない。ということは、経済的観点からすれば、日ロはお互いを必要としていないことを意味する。これが経済の分野から見た日ロ関係の現実である。



しかし、誰一人この現実をよしとする者はおるまい。日ロ貿易総額が今の5倍の、せめて10年前の日中貿易総額(527億ドル)のレベルまでアップしたら、どれだけ多くの人々が恩恵に浴せるだろうか。クリル諸島も含めてロシアの極東地域に住むロシア人と北海道の道東地域に住む日本人はとりわけ大きな恩恵を享受できるであろう。

日ロの沿岸貿易が盛んになれば、極東地域に住むロシア人は生活必需物資を何千キロも遠く離れた欧露から運んでくる必要がなくなる。海一つ隔てた日本から短時間で必要な物品を一度に大量に

購入できる。海運は、陸運と違って、大量の貨物をスピーディに運搬できるからである。また、石油・天然ガスの99%を海外からの輸入に頼っている日本は、何千キロと遠く離れた中東からわざわざ運んでくる必要がない。現在開発が進んでいるサハリン沖の油田でとれる原油や天然ガスを短時間で日本へ運んでくれるようになる。両国の漁業関係者のふところも大いに潤うことだろう。ロシア人の漁師は、採れた魚介類をわざわざ遠い韓国や中国にまで売りに行かなくて済む。日本は魚介類の巨大マーケットなのだ。日本の漁師も、日ロの経済関係が活発化し多少とも両国の関係が好転すれば、ロシアの沿岸警備艇に拿捕される危険が少しは減るだろう。クリル諸島（千島列島）のロシア人住民は、重病人が出ると、何の遠慮もなく気軽に、しかも短時間で重病人を北海道の設備の整った大病院へ入院させることができるようになるだろう。色丹や国後に住むロシア人は、日帰りで北海道へショッピングに行けるだろう。クリル諸島は活火山が多く、良い温泉が随所にある。温泉好きの日本人が我先に押しかけ、莫大なお金が現地を潤すだろう。

日ロ貿易総額が10年前の日中貿易総額のレベルまでアップすれば、少し考えただけで、こんなにも多くの良きことがある。現在ロシア人の人気は日本では最低だ。2006年9月9日、10日の両日、読売新聞が「日露関係」の世論調査を実施した。ロシア「悪印象」70%である。ロシアに「悪い印象」を持っている人は、「非常に」と「どちらかといえば」を合わせて70%に達したと、10月8日付けの『読売新聞』は報じている。日露貿易が盛んになれば、この好ましからざる数字は半減するだろう。

しかし、問題はデッドロックに乗り上げた北方領土問題の存在である。解決策は、「四島一括返還論」と「二島返還論」の二種類しかないのだろうか。このいずれも、すでに見てきたように、実現不可能である。前者はロシア側が、後者は日本側が断固拒否しているからである。それ以外に解決策がないことはない。たとえば、次のような解決策がある。

①日本が「二島返還論」を受け入れる代わりに、ロシア側は将来（何年、あるいは何十年、先になるかはどうでもよい）国後・択捉の返還を約束するという解決策、

②「四島一括返還論」と「二島返還論」の間を取って、日本には二島（歯舞・色丹）と国後、ロシアには択捉を与える（面積的にはほぼ五分五

分の分かれになる）という解決策、

③四島をロシア人と日本人の混住の地（ビザなし交流の際にロシア側から時々流されるらしい）という解決策、

④択捉島とウルップ島との間に日露の国境線を引き四島に対する日本の潜在主権を確認した上でロシアの施政権を一定期間（十年でも二十年でも良い）を認めるという解決策（「ボリス」「リュウ」と呼び合った橋本・エリツィン蜜月時代に橋本首相が提案してエリツィン大統領が賛成しかかったが側近に止められた）という解決策、

その他にエリツィンの五段階解決策というものもある。解決策は、色々と出されているが、日露首脳はこれらに見向きもしない。両国の世論も同じである。

さて、どうしたものか。他に解決策の名案はないのだろうか。はっきり言って、解決策のバリエーションならいくらでも作れる。だが、今やもう、解決策など不必要だというのが、拙稿の筆者の結論である。本項のタイトルを、「パラダイム・シフトの必要性」としたのはそのためである。志向の枠組みの大転換が必要なのだ、と筆者は思う。60年間交渉してなお解決不可能ということは、これから先何十年交渉しても双方が満足する結論など出ないにちがいない。

では、どうすればよいのか。結論的に言えば、北方領土問題など捨て置けばよいのだ。日露の利害の中間を取って何とか解決しようと焦るから、余計に解決が遠退くのだ。ほっておけばよい。ただし、ほっておく代わりに、汗をかいて北方四島の価値よりももっと大きな価値を生み出せばよいのだ。それを生み出す方法は一つしかない。両国民が汗をかいて少なくとも十年間で日露貿易総額を今の5倍に増やす。そして、年間500億ドルのレベルまで日ロの貿易総額を引き上げる。そうなれば様々な恩恵が両国民に降り注ぐだろう。極東地域は、見間違えるほど豊かな地域に生まれ変わるであろう。

なによりもまず、日ロがお互いを必要とするような関係になることが必要である。そのためにはなによりもまず経済関係の強化が不可欠である。日ロは、この60年間、経済関係悪化の悪循環に陥っていた。その最大の原因の一つは、明らかに北方領土問題である。領土問題が解決しないから、平和条約が締結できない。経済関係の発展も妨げられる。しかし、日本はロシア抜きで高度経済成長を遂げて世界第二位の経済大国になり国民生活は豊かになった。ロシアも日本抜きでソ連崩壊後

の経済危機を克服した。原油が急騰したおかげで経済は潤い、国民生活もかなり改善された。日本はロシア抜きで、ロシアは日本抜きで、国が立派になった。日ロ両国ともお互いを必要としなくなってしまうていたのだ。

今や何よりも必要なのは、この悪循環を断ち切ることだ。日ロの経済関係のパイプを太らせ、お互いがお互いを必要とし合う関係を構築しなければならない。経済関係が良好になり極東ロシアの人たちがお金持ちになることが何より大切である。日ロの二国間関係が強固になれば、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）との二国間関係にも好影響が及ぶだろう。この難しい国の日本を見る目も多少は変わるだろう。日朝の国交回復が回復すれば、日本海を囲むすべての国家が参加する環日本海貿易圏の確立も夢ではない。日本海を巨大なコンテナ船が行き交い大量の物資が運ばれていく。交易で豊になった国々は、やがて環日本海経済共同体（Circum-Japan Sea Economic Community）の結成に向けて動き出す。そして、それはやがて環日本海同盟（Circum-Japan Sea Union）へと発展していこう。そして、この地域は世界でもっとも豊かで安全な巨大市場の一つとなる。世界中からヒト・モノ・カネが集まってくるだろう。

まったく夢のような話であるが、北方領土問題の解決はこのような気宇壮大なプロセスのさらに向こうにある、と拙稿の筆者は思う。

[注]

1. 社団法人北方領土復帰期成同盟編『北方領土読本』、平成5年刊、3頁より転載。
2. 北海道根室町北海道附属島嶼復帰懇請委員会作成『北海道附属島嶼復帰懇請陳情記録』、3頁。
3. 同上、5～6頁。
4. 同上、3頁。
5. 特殊法人北方領土問題対策協会作成パンフレット「北方領土返還実現に向けて、北方領土」3頁より転載。
6. 北海道根室町北海道附属島嶼復帰懇請委員会作成『北海道附属島嶼復帰懇請陳情記録』、3頁。
7. 同上、3～4頁。
8. 同上、4頁。
9. 同上、9頁。
10. 同上。
11. 北方領土隣接地域振興対策根室管内・町連絡協議会作成パンフレット「島四つ一緒 にか

える平和の日」、2頁。

12. 内閣府ホームページ、<http://www8.cao.go.jp/hoppo/hoppo/hoppo1.html> より引用。
13. 内閣府ホームページ、<http://www8.cao.go.jp/hoppo/hoppo/hoppo3.html#05> より引用。
14. データは、<http://www.yomiuri.co.jp/politics/news/20061007it12.htm>、YOMIURI ONLINE（読売新聞）より引用。
15. 司馬遼太郎著『ロシアについて、北方の原型』、文春文庫、1989年刊、11頁。
16. <http://www.yomiuri.co.jp/editorial/news/20061021ig90.htm>、YOMIURI ONLINE（読売新聞）より引用。
17. asahi.com、<http://www.asahi.com/politics/update/1020/004.htm> より引用。
18. 北海道根室町北海道附属島嶼復帰懇請委員会作成『北海道附属島嶼復帰懇請陳情記録』、130頁。
19. 北方四島交流北海道推進委員会ホームページ <http://www.vizanashi.net/index01.htm> 「ビザなし交流ってな～に？」より引用。
20. 同上。
21. 外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/hoppo_toko.htm 「北方四島への渡航に関する枠組み」より引用。
22. 同上。
23. 「大臣ほんねとーく」 <http://www.kantei.go.jp/k/mm/198ta/honne.html> より引用。
24. http://www.vizanashi.net/sub3/dialog/h14/houmon1_rekishi.pdf 北方四島交流北海道推進委員会作成「意見交換会等発言集」より引用。
25. 社団法人北方領土復帰期成同盟企画・編集・発行『中学生の読みもの、私たちの北方領土』、昭和61年刊、49頁。
26. 特殊法人北方領土問題対策協会作成パンフレット「北方領土返還実現に向けて、北方領土」2頁より転載。